

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画

# 平成29年度ごみ処理基本計画

## アクションプログラム

平成29年6月



## 1. 策定の趣旨

平成 28 年 10 月に平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を対象とする第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定しました。

アクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置づけた施策の計画的かつ着実な推進を図り焼却量の削減の取組みを行うために、各年度に重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものです。

## 2. 基本理念及び基本方針

焼却施設の老朽化に伴い、ごみ焼却量を削減するとともに、新ごみ焼却施設を整備し、将来にわたり安定したごみ処理を行うことが求められています。そして、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、ごみ処理基本計画では、市民、事業者、行政が連携・協働して 3 R を推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念としています。

### 基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」 の実現を目指して

～モノを大切に して 心豊かな生活を～

基本方針  
1

ごみの発生抑制を最優先とした 3 R の取組みの拡充

基本方針  
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

基本方針  
3

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

基本方針  
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

基本方針  
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

基本方針  
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

### 3. 基本方針に基づく施策の展開

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしています。施策の体系は次のとおりです。

基本方針  
1

#### ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組みの拡充

施策と主な取組み		平成29年度の重点的取組み
施策1-1 リデュース（発生抑制）の推進	(1) 家庭における食品ロスの削減	○
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減	○
	(3) 水切りの普及啓発	○
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	○
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進	○
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品や包装紙等の削減や製品等の耐久性の向上	
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○
施策1-2 リユース（再使用）の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○
	(2) リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	
施策1-3 リサイクル（再生利用）の推進	(1) ごみと資源物の分別徹底	
	(2) 新たな資源化の検討	○
	(3) 店舗等の店頭回収の促進	

基本方針  
2

#### ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組み		平成29年度の重点的取組み
施策2-1 市民に対する働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○
	(2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供	
	(3) 多様なツールによる情報発信	
	(4) 学校等における環境教育の推進	○
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組み支援	
	(6) 不適正な排出に対する指導	○
施策2-2 事業者に対する働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供	○
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	○

基本方針  
3

適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

施策と主な取組み		平成29年度の重点的取組み
施策3 適正かつ持続可能な 廃棄物処理の推進	(1) ごみ・資源物の適正処理の推進	
	(2) 処理における環境負荷の低減	
	(3) 処理経費の削減に向けた検討	
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進	

基本方針  
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組み		平成29年度の重点的取組み
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	
	(2) 分別しやすい排出方法の検討	
施策4-2 事業者の適正処理に 向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	
	(3) 3Rに貢献している事業所等の地域での取組みのPR	

基本方針  
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組みの活性化

施策と主な取組み		平成29年度の重点的取組み
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の 整備と取組みの推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進	
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組み状況等に関する周知	
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○
施策5-2 事業所としての 市の取組み	(1) かまくらエコアクション21の運用や市施設における3Rの取組み	
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	

基本方針  
6

将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理施設の整備

施策と主な取組み		平成29年度の重点的取組み
施策6 将来にわたる安定的な 処理に向けたごみ 処理施設の整備	(1) 新ごみ焼却施設の整備	○
	(2) リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討	

#### 4. ごみ処理基本計画に定める焼却量について

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進しなかった場合）

焼却見込量 (t/年)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		32,787	32,726

減量・資源化策実施後のごみの焼却量の減量目標値

(単位:t)

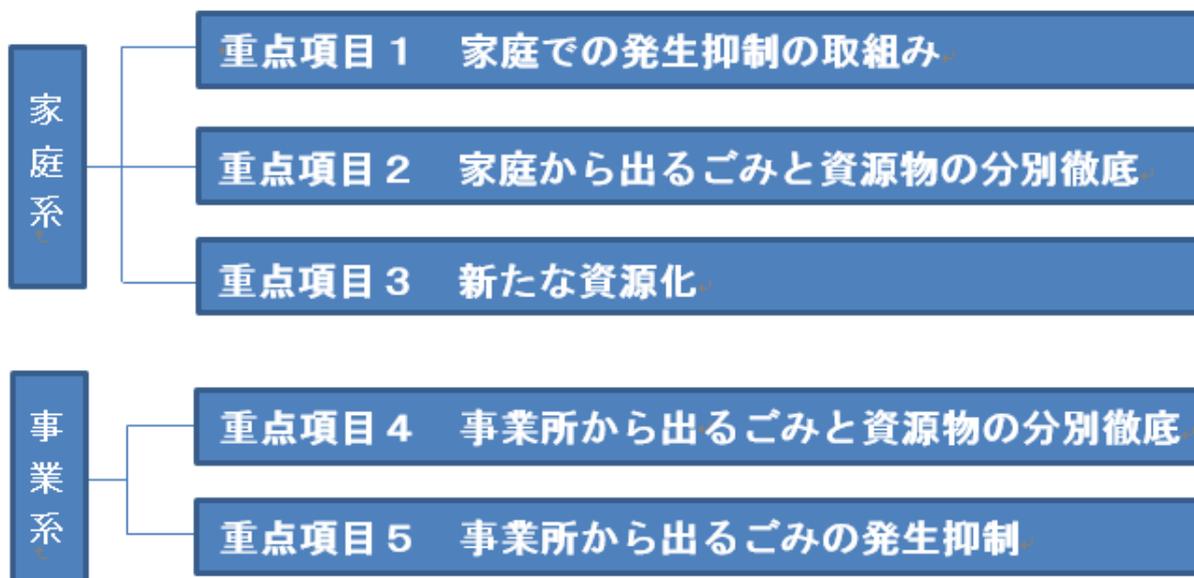
項目	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
家庭系	分別徹底・食品ロスの削減	重点項目 1,2	-809	-1,445	-1,501	
	生ごみ処理機の普及					重点項目 1
	製品プラスチック資源化(拡大)					重点項目 3
	皮革製品等の資源化					重点項目 3
	粗大・臨時ごみの資源化(木くず等の拡大、残さ)					重点項目 3
事業系	資源物分別徹底による燃やすごみ減量	重点項目 4	-940	-1,385	-1,385	
	生ごみ資源化量(生ごみ処理機)					重点項目 5
	生ごみ資源化量(食品リサイクル)					重点項目 5
総計		-1,749	-2,830	-2,886		

ごみ焼却量の推移（減量・資源化の施策を推進した場合）

焼却量(目標値) (t/年)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		31,038	29,896

#### 5. 平成 29 年度の重点的な取組み

基本方針に基づく施策と主な取組みのうち、平成 29 年度は次の 5 項目を重点項目に挙げ進行管理を行います。



## 重点項目 1

### 家庭での発生抑制の取組み

3Rの取組みのうち家庭におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組みを拡充していきます。

#### 《家庭における食品ロスの削減》

施策 1-1-(1)

手つかず食品や食べ残し等の減量を図るため、食材の使い切りや、保存方法、食べ切りについて、市の刊行物やパンフレットを通じた啓発を行います。

また、外食時に飲食店での食べ残しを減らす工夫を紹介し、外食での食品ロスの削減について呼びかけます。

#### 《水切りの普及啓発》

施策 1-1-(3)

生ごみの減量については、生ごみの約8割が水分であることから、水切りの効果や具体的な方法を普及啓発することにより、水切りについての呼びかけを継続します。

#### 《家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及》

施策 1-1-(4)

生ごみ処理機のさらなる普及拡大を目指すため、市役所窓口での直接販売を継続し、ライフスタイルに合った使用方法や販売価格に関する情報提供を行います。

平成28年度から実施している、生ごみ処理機購入後の継続使用支援策として、助成制度及び直接販売制度の利用者を対象に、電話連絡により使用状況の確認を行うとともに、必要に応じて利用のコツなどを情報提供し、アフターフォローを継続します。

また、初めての方でも取り組みやすいことを周知するため、生ごみ処理機の使用について利用者同士が情報交換しながら普及させた地域の事例や工夫を凝らした使い方の事例などを自治・町内会の説明会や広報、廃棄物減量化等推進員会合などを通じて紹介します。

#### 《不用品登録制度などのリユース制度の拡充》

施策 1-2-(1)

不用となった家具等のリユースをすすめるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向けて、市内掲示板へポスターを掲示し、市の刊行物やごみ減量キャンペーンなどにおいて広報するなど、制度の周知を図ります。

#### 《ライフスタイルの見直しに向けた啓発》

施策 2-1-(1)

マイバッグ、マイボトル、マイ箸の使用、使い捨て製品の使用を控えることなどの啓発を行うとともに、自治・町内会主催の祭りなどのイベントにおける飲食の提供の際には、繰り返し使えるリユース食器の活用について、市の助成制度を紹介しながら促します。

《3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供》

施策 2-1-(2)

自治・町内会を対象とした説明会や、スーパーの店頭キャンペーン、また、広報かまぐら「こちら環境通信局！」や「ごみ減量通信」などを通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）について、家庭・地域に向けた啓発を行います。

《学校等における環境教育の推進》

施策 2-1-(4)

小中学校等における環境教育を引き続き実施し、子ども達から家庭や地域におけるごみの減量を働きかけられるよう行動力を育みます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 食品ロス削減のパンフレット配布や説明会などでの啓発							実施						
○ 水切りの啓発							実施						
○ 家庭用生ごみ処理機の普及(購入費助成制度・直接販売制度)							実施						
○ 家庭用生ごみ処理機の展示と説明							実施						
○ 家庭用生ごみ処理機の使用支援							実施						
○ 不用品登録制度の普及							実施						
○ リユース食器の普及 使い捨て容器の削減							実施						
○ 自治・町内会説明会							実施						
○ イベント等での啓発							実施						
○ 広報等による啓発							実施						
○ 小中学校等における環境教育の実施							実施						

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(1) 家庭における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(3) 水切りの普及啓発
- ・ 施策 1-1-(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及
- ・ 施策 1-2-(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充
- ・ 施策 2-1-(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発
- ・ 施策 2-1-(2) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供

- ・ 施策 2-1-(4) 学校等における環境教育の推進

**【関連する施策番号】**

- ・ 施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減
- ・ 施策 2-1-(3) 多様なツールによる情報発信
- ・ 施策 2-1-(5) 地域での環境学習や 3 R の取組み支援
- ・ 施策 5-1-(1) 3 R 推進に向けて、市民、事業者、行政が連携した取組みの推進
- ・ 施策 5-1-(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

**[減量効果]**

ごみ処理基本計画では、食品ロスの削減により、平成 37 年度までに食品の未開封残さ混入率 1.8%を半減するとしており、平成 29 年度は 1.8%のうち 30%を削減し、108 トンの減量を見込んでいます。

また、家庭用生ごみ処理機の普及台数は、平成 29 年度は 1,000 台／年、平成 30 年度以降は 850 台／年を目指しています。平成 29 年度は、157 トンの減量を見込んでいます。

## 重点項目 2

### 家庭から出るごみと資源物の分別徹底

家庭から出る燃やすごみの中における資源物の混入率は、有料化実施前に 26% だったものが、実施後に約 20.8%まで減少していますが、依然として資源化できる資源物の混入が見られることから、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。

#### 《不適正な排出に対する指導》

施策 2-1-(6)

平成 29 年 4 月からは鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例を改正したため、分別が著しく不適正な排出がなされた場合や、ダメシールの貼り付けによる啓発後も不適正な排出が常態化している場合には、内容物を調査することができるようになりました。調査により排出者が特定された場合には、排出者に対して訪問による啓発・指導を行います。

また、資源物混入率が高いごみはワンルームなどの賃貸住宅居住者に多く見られるため、アパートの管理会社や周辺の地域住民と連携し、分別や排出方法の周知を重点的に行うとともに、転入者に対しては、ごみ減量対策課や支所の窓口における分別や排出方法の説明を引き続き行います。

自治・町内会を対象とした説明会等においても分別や排出方法についての説明を引き続き行います。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 不適正な排出に対する啓発・指導	← 実施 →											

#### 【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 2-1-(6) 不適正な排出に対する指導

#### 【関連する施策番号】

- ・ 施策 1-3-(1) ごみと資源物の分別徹底

#### [減量効果]

ごみ処理基本計画では、平成 37 年度までに家庭系ごみの資源物混入率約 12.8%のうち 10%を削減するとしており、平成 29 年度は、12.8%のうち 5%を削減し 127 トンの減量を見込んでいます。

### 重点項目 3

## 新たな資源化

### 《新たな資源化の検討》

施策 1-3-(2)

平成 27 年 1 月 15 日からポリプロピレン (PP) またはポリエチレン (PE) の単一の素材からなる製品プラスチックを従来の燃やすごみから分別収集し、資源化を図ってきました。しかしながら、市民からは分別が分かりにくいとの指摘を受け、排出される量も少ないことから、資源化量が伸びないのが現状です。

そこで、平成 29 年 10 月から、製品プラスチックを、現在の PP、PE の単一素材だけでなく、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品等に拡大して資源化することで、分別を分かりやすくし、資源化量を増やします。

また、粗大ごみについては、木質素材はチップ化等により資源化していますが、複合素材からなる粗大ごみは現在焼却しているため、ガス化・熔融固化処理等の手法により資源化を開始します。

また、不要となった植木剪定材・不燃ごみの収集用ビニール袋等の残渣は、平成 28 年 5 月から焼却処理から RPF 化の手法により資源化していますが、平成 29 年度も引き続き RPF 化により資源化します。

また、新たな資源化として、これまで焼却していた皮革・羽毛・綿製品を布類の日に排出する資源化品目に加え、有価物として売却を開始します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 製品プラスチック品目拡大	← 準備						→ 実施					
○ 粗大ごみ、臨時ごみ資源化 (木くず等の拡大、残さ)	← 準備						→ 実施					
○ ビニール袋残渣等資源化	← 一部実施・その他検討継続 →											
○ 皮革製品等の資源化	← 準備						→ 実施					

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-3-(2) 新たな資源化の検討

【関連する施策番号】

- ・ 施策 4-1-(2) 分別しやすい排出方法の検討

[減量効果]

ごみ処理基本計画では、燃やすごみのうち 3.4%の混入率で製品プラスチック対象外のプラスチック類の約 5 割を資源化するとしています。

また、燃やすごみの混入率 1.2%の皮革と 1.7%の羽毛・綿製品のうち、約 1 割を布類として資源化するとしています。

ごみ処理基本計画には、製品プラスチック、羽毛・綿製品の資源化を平成 30 年度から実施することとしていましたが、平成 29 年 10 月に前倒しします。

併せて、プラスチックや金属を多く含む粗大ごみのうち約 15%を平成 29 年 10 月から資源化します。

前倒しによる減量効果は、製品プラスチックの資源化拡大により 170 トン、皮革製品等の資源化により 29 トン、また粗大ごみ・臨時ごみの資源化により 218 トンの減量を見込んでいます。

また、植木剪定材等の収集用ビニール袋残渣の一部は平成 28 年度から資源化しています。

## 重点項目 4

### 事業所から出るごみと資源物の分別徹底

事業系ごみについては、市が収集するのではなく、民間の一般廃棄物収集運搬業許可業者と収集の契約をしており、細かな分別区分は排出事業者の契約先により異なる場合もあります。このため、市では一般廃棄物収集運搬業許可業者と事業系ごみについての情報を共有し、連携して分別徹底を図っています。

#### 《事業系ごみ処理手数料の見直し》

施策 1-1-(7)

事業系ごみの処理手数料は、事業者の自己処理の原則に基づき、処理に係る費用相当額を負担すべきであると考えられています。

市ではこれまで、近隣市との均衡や社会経済情勢などを考慮して、事業系ごみの処理手数料を段階的に改定してきました。

平成 26 年 10 月に 10 キログラムあたり 210 円に改定しましたが、燃やすごみの処理費用は 10 キログラムあたり約 360 円となっているため、平成 29 年度中に 10 キログラムあたり 250 円に改定し、事業者へ適正な費用負担を求めます。

#### 《3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供》

施策 2-2-(1)

排出事業者に分別や排出方法の情報が行き届いていないという実態を踏まえ、平成 29 年度は分別パンフレットをより分かりやすいよう改定し、業種別にごみ減量の取組み事例を紹介したチラシなどにより、情報提供を行い、適正処理を促します。

#### 《事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導》

施策 2-2-(2)

平成 25 年 1 月に開始した自走式コンベアごみ投入検査機によるピット前検査を引き続き実施し、分別状況の悪いごみについて、持ち帰りや排出元の事業者訪問による指導を行います。

平成 28 年度より、専任の職員が排出事業者を個別訪問し、分別の仕方や排出方法を現地で確認するとともに、分別の悪い排出事業者に対しては、適宜指導を行っています。平成 29 年度も引き続き個別訪問を実施し、多量排出事業者（月に 3 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等）に対しては提出された減量化及び資源化計画書をもとに指導を行い、分別の徹底やごみの減量化を図ります。

準多量排出事業者（月に 1 トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者）を始め、小規模な事業所に対しても、訪問による分別指導を行うとともに、事業系ごみの排出状況を把握し、課題についての対策も検討します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 事業系ごみ処理手数料の改定	準備			周知期間						実施		
○ 事業所への分かりやすい3Rの取組みの情報提供	準備						実施					
○ ピット前検査の実施と分別指導	準備						実施					
○ 多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発	準備			実施								
○ 事業系専任チームによる事業者訪問指導	準備						実施					
○ 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	準備						検討					

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続
- ・ 施策 2-2-(1) 3Rの具体的な取組みについての分かりやすい情報提供
- ・ 施策 2-2-(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導

[減量効果]

ごみ処理基本計画では、平成 37 年度までに事業系燃やすごみのうち 24.1%程度の混入率である資源物や産業廃棄物を 3 割削減するとしており、平成 29 年度は、24.1%のうち 20%を削減し、525 トンの減量を見込んでいます。

## 重点項目 5

### 事業所から出るごみの発生抑制

#### 《飲食店等における食品ロスの削減、滞在者に対する協力の呼びかけ》

施策 1-1-(2)、施策 5-1-(4)

本市は観光地であり、事業所の中で飲食店が約 15%と最も高い割合を占め、食べ残しによる生ごみが多く排出されていることから、飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入やドギーバッグの利用促進などにより、食品ロスの削減を進めます。滞在者に対しては、食品ロス削減への協力を呼び掛ける情報発信等を行います。

また、飲食店の利用者を対象とした 3010（さんまるいちまる）運動を推進するため、これまでに市内の飲食店などの事業者を対象に配布してきたポスターやチラシに加え、新たに市で啓発用のステッカーを作成し店頭に掲示してもらうなど、飲食店と協力しながら、利用者を対象とした啓発に努めます。

食品の製造、販売をする事業者に対しては、フードバンクの活用を始めとした、食品ロスの削減について呼びかけます。

○3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。（環境省ホームページより引用）

#### 《事業所から排出される生ごみ資源化の促進》

施策 1-1-(5)

事業所から排出される生ごみの資源化を促進するため、多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の情報提供を積極的に行い、生ごみ資源化の促進を図ります。

また、フランチャイズ型の事業者に対しては、市内の加盟店の生ごみの資源化を進めるため、フランチャイズ本部へエコフィードや食品リサイクルループの活用について働きかけます。

平成 28 年 7 月 29 日に締結した鎌倉市、逗子市、葉山町の 2 市 1 町のごみ処理の広域連携の覚書では、生ごみの減量・資源化を共通の課題としており、事業系生ごみの資源化についても、対応策を連携して検討しています。

事業系生ごみ処理機については、平成 26 年 8 月より事業者向けの設置費等に対する助成制度を創設していますが、平成 28 年 12 月に補助対象となる生ごみ処理機の処理能力を 1 日に 30 キログラム以上から、1 日に 10 キログラム以上へと改定し、小規模の店舗にも導入しやすくしました。平成 29 年度は、中・小規模事業者への利用拡大も目指します。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○ 飲食店への食品ロス削減の啓発							実施						
○ 滞在者に対する食品ロス削減の啓発							実施						
○ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルグループの活用の提案							実施						
○ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用							実施						

【ごみ処理基本計画の施策番号】

- ・ 施策 1-1-(2) 飲食店等における食品ロスの削減
- ・ 施策 1-1-(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進
- ・ 施策 5-1-(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

[減量効果]

ごみ処理基本計画では、平成 37 年度までに事業系燃やすごみのうち約 44.8%の混入率である生ごみを 10%削減するとしており、平成 29 年度は 44.8%のうち 7%を削減し、342 トンの減量を見込んでいます。

また、事業系ごみ処理機の補助金制度の普及促進を行うことにより、平成 29 年度は 73 トンの生ごみの減量を図るとしてしています。

## 資料 「項目別ごみ削減量の推移」

項目	年度	28年度	29年度	30年度
家庭系	分別徹底・食品ロスの削減	食品ロス-36	分別徹底-127 食品ロス-108	分別徹底-255 食品ロス-179
			分別徹底	
			食品ロス	
	生ごみ処理機の普及	-76	-157	-212
	製品プラスチック資源化(拡大)		-170	-338
	皮革製品等の資源化		-29	-58
事業系	粗大・臨時ごみの資源化(木くずの拡大、残渣)	残渣-100	木くず-68 残渣-150	木くず-203 残渣-200
			木くず	
			残渣	
	家庭系合計	-212	-809	-1,445
事業系	資源物分別徹底による燃やすごみ減量	-262	-525	-787
	生ごみ資源化量(生ごみ処理機)	-37	-73	-110
	生ごみ資源化量(食品リサイクル)	-49	-342	-488
	事業系合計	-348	-940	-1,385
総計	-560	-1,749	-2,830	
ごみ焼却量(目標値)(t/年)	32,273	31,038	29,896	

※ 稼働台数…前年度稼働台数に生ごみ処理機の助成台数を加え、稼働停止台数を引いた台数。

※ 1世帯当たりの1日の生ごみ発生量は、533gであるが、乾燥型の生ごみ処理機は乾燥物が排出されるため、533gの97%を1世帯当たりの1日の生ごみ処理機による削減量とする。